

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令案参照条文

- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）（抄）……………1
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）……………1
- 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）……………2
- 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）……………2
- 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）……………3
- 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）……………3
- 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）……………3
- 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）（抄）……………4
- 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法
律第五百号）（抄）……………5
- 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）（抄）……………5
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）……………6
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）（抄）……………6
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）第四
条による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）（抄）……………7
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第
二十五条の規定による改正前の不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）（抄）……………7

○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）

（実務補習）

第十条 実務補習は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能を修得させるため、不動産鑑定業者の事務所、第四十八条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の認定する機関において行なう。

2 前項の規定による認定の申請は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 第一項の規定による認定を受けた者は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、実務補習の実施状況を国土交通大臣に報告しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、実務補習に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（受験手数料）

第十一条 不動産鑑定士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 （略）

（登録の更新）

第十四条の六 第十四条の二の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

（登録）

第十五条 不動産鑑定士となる資格を有する者が、不動産鑑定士となるには、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録申請手数料）

第三十二条 登録申請者は、国土交通大臣の登録を受けようとする場合にあつては、実費を勘案して政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

第四十九条 前条の規定による届出をした社団又は財団は、政令で定めるところにより、不動産鑑定士に対する研修を実施しなければならない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

259 （略）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11～17 (略)

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（特定資産の価格等の調査）

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2 (略)

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務

ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務

ハ 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務

ニ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務

二〇五 (略)

2〇4 (略)

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号) (抄)

(政令への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、本土法令の沖繩への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖繩法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖繩の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2・3 (略)

○新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号) (抄)

(買受権)

第二十条 (略)

2〇6 (略)

7 第一項の規定によりあん分した面積の土地が過小となることにより買い受けるべき土地の利用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、施行者は、政令で定めるところにより、同項に規定する不用となつた土地を利用し易い形状及び規模の土地に分割して同項の規定による買受権を行使した者の競争による入札の方法で売り渡すことができる。

8 (略)

○国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号) (抄)

(許可基準)

第十六条 都道府県知事は、第十四条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等を考慮して政令で定めるところにより算定した第十二条第三項の規定による公告の時における土地に関する権利の相当な価額(その申請に係る土地が同項の規定による公告の時に地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものであつた場合において、その申請に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公

示価格を規準として算定した第十二条第三項の規定による公告の時ににおける所有権の価額)に政令で定める方法により算定した当該申請の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額(同項の規定による公告の時以後当該申請の時までの間に、当該申請をした者で当該土地に関する権利を有しているもの(その者が第十四条第一項の許可を受けて当該土地に関する権利の移転又は設定を受けたものであるときは、第十二条第三項の規定による公告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。)が当該申請に係る土地に関する権利について、宅地の造成等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、都道府県知事が認定した当該費用の額を加えるものとする。)に照らし、適正を欠くこと。

二〇四 (略)

2 (略)

○土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)(抄)

(土地の再評価)

第三条 次に掲げる法人で事業用土地を所有するものは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十五条(他の法律において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その事業用土地について再評価を行うことができる。

一 株式会社(の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第一項に規定する大会社(同法第二条第一項の規定を他の法律において準用することにより会計監査人の監査を受けなければならないこととされている法人を含む。))

二の二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの(前号に掲げるものを除く。)

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 農林中央金庫

六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

七 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

八 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

- 2 法人は、前項の規定により再評価を行う場合には、その所有するすべての事業用土地について再評価を行わなければならない。
- 3 法人は、第一項の規定により再評価を行った場合には、当該再評価の方法について貸借対照表に注記しなければならない。
- 4 第一項の規定による再評価の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

○特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証の用紙を作成しなければならない。

一 一七 (略)

八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

九 一十二 (略)

三 一十一 (略)

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証の用紙を作成しなければならない。

一 一八 (略)

九 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十 一十三 (略)

3 11 (略)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 5 4 (略)

○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)(抄)

附 則

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

第六条 第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者又は不動産鑑定士補となる資格を有する者(次条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法附則第四項及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)第四条の規定により不動産鑑定士補となる資格を有する者を含む。)については、旧鑑定評価法第二条の二から第二条の五まで、第十五条から第二十一条まで、第二十三条第二項第二号、第二十八条第二号、第三十条第一項第二号、第三十四条、第三十九条第二項、第四十条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。

2 (略)

第七条 不動産の鑑定評価に関する法律附則第二項に規定する特別不動産鑑定士補試験に合格した者については、旧鑑定評価法附則第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

(旧第三次試験の実施)

第十一条 土地鑑定委員会は、第四条の規定の施行の日から平成二十一年一月三十一日までの間においては、新不動産鑑定士試験を行うほか、従前の第三次試験を行うものとする。

2 3 (略)

(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第一条に規定する不動産鑑定士補特例試験に合格した者については、前条の規定による改正前の不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)第四条による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号) (抄) (登録)

第十五条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有する者が、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となるには、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 (略)

附 則

4 特別不動産鑑定士補試験に合格した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

○不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)附則第二十条の規定による改正前の不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号) (抄) (不動産鑑定士補となる資格の特例)

第四条 不動産鑑定士補特例試験に合格した者は、法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。